

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社PE-BANK

労働者派遣法第23条第5項に基づくマージン率等について、以下の通り公開します。

対象期間：2022年度(2021年9月1日～2022年8月31日)

	本社	北海道支店	東北支店	中部支店	関西支店	広島支店	九州支店	全国平均
派遣労働者の数および登録者の数(人) ※2022年8月31日現在	37	0	5	1	4	6	0	8
派遣先の数(社)	28	0	3	1	4	5	0	6
マージン率(%)	27	0	26	28	25	28	0	27
派遣料金の平均額(円) ※1日8時間あたり	38,815	実績なし	29,322	44,277	33,153	25,336	実績なし	36,155
派遣労働者の賃金の平均額(円) ※1日8時間あたり	28,384	実績なし	21,644	32,096	24,905	18,240	実績なし	26,507
教育訓練	セキュリティ教育、キャリアアップのための教育など							
福利厚生	定期健康診断、資格取得補助金、フィットネスクラブ補助金、レジャー補助金、交流会、法律相談、 税務相談など							
キャリアコンサルティング相談窓口	本社 派遣営業部 キャリアコンサルティング相談窓口担当 当連絡先：03-3473-9877							

マージン率＝

(派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額×100

派遣料金総額に対して、一番多くを占めるのが派遣社員の給与となります。

また、定期健康診断などの福利厚生費用の他、

派遣労働者の雇用主として負担する労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険などの社会保険料や

その他会社諸経費として、募集媒体費・社員人件費・オフィス使用料・通信費などに充てています。

●労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か：締結済み

・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者

・労使協定の有効期間の終期：2024年3月31日